

● 介護療養型医療施設入院のしおり ●

坂本記念病院

当院は富山県知事指定の指定介護療養型医療施設です。

指定事業者番号 **1611710805**

入院手続

職員より施設サービスの説明を受け、介護保険証及び入院申込書兼同意書を提出して下さい。

準備品

湯呑、下着類、スリッパ又はシューズ、ティッシュペーパー、洗面用具、スプーン
洗濯物用フタ付きバケツ（入院セットの洗濯オプションを利用されない場合のみ）

※各自持ち物には名前を書いて下さい。

日用品等は病院内売店にて販売しています。（売店営業時間 午前 9 時～午後 4 時 30 分）

施設サービス計画の作成

介護支援専門員が施設サービス計画を作成します。

- ・利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握し、利用者や家族の希望、医師の治療の方針に基づき、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ・必要に応じて施設サービス計画を変更します。

施設サービス費及び職員体制

当介護療養型医療施設の施設サービス費、従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りです。

当施設の施設サービス費は、

療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）（看護職員 6：1、介護職員 5：1）

を採用しています。

- ① 医師 医療法に規定する療養型病床群を有する病院として必要とされる数以上
医師は、入院患者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、指定介護療養型医療施設に携わる従業者の管理、指導を行います。
- ② 看護要員
看護職員 療養病棟全体に対して常勤換算 10 人以上
介護職員 療養病棟全体に対して常勤換算 10 人以上
看護要員は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供します。
- ③ 理学療法士及び作業療法士 介護療養型医療施設の実情に応じた適当数
- ④ 薬剤師 医療法に規定する療養型病床群を有する病院として必要とされる数以上
- ⑤ 栄養士 医療法に規定する療養型病床群を有する病院として必要とされる数以上
- ⑥ 介護支援専門員 1 人（常勤）以上

サービスの内容

施設サービス計画に沿って種々のサービスを提供いたします。

居室

各居室の定員は次の通りです。

311 号室	3 名	312 号室	4 名
313 号室	4 名	315 号室	4 名
316 号室	4 名		

食事

朝食	7:30～
昼食	12:00～
夕食	18:00～

医師・管理栄養士が共同して、入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて、栄養ケアマネジメントを行います。

入浴

週に最低2回入浴していただけます。

ただし、状態に応じ特別浴または清拭となる場合があります。

介護

施設サービス計画に沿って介護を行います。

機能訓練

施設サービス計画に沿って機能訓練を行います。

料金

基本料金

利用料は厚生大臣が定める基準により、要介護度によって異なります。指定介護療養型医療施設介護が法定代理サービスである時、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額となります。

療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）（多床室）

区分	1日のサービス費	30日間での利用料 1割の場合	30日間での利用料 2割の場合
要介護1	691 単位	20,730 円	41,460 円
要介護2	794 単位	23,820 円	47,640 円
要介護3	945 単位	28,350 円	56,700 円
要介護4	1,092 単位	32,760 円	65,520 円
要介護5	1,131 単位	33,930 円	67,860 円

上記基本施設サービス費に、各種加算、特定診療費が合算されます。

主な各種加算、特定診療費

各種加算、特定診療費	単位数	利用料（1割）	利用料（2割）
初期加算（入院時より30日間）	30 単位/日	30 円/日	60 円/日
療養食加算	18 単位/日	18 円/日	36 円/日
栄養マネジメント加算	14 単位/日	14 円/日	28 円/日
感染対策指導管理	5 単位/日	5 円/日	10 円/日
褥瘡対策指導管理	5 単位/日	5 円/日	10 円/日
医学情報提供（Ⅰ）	220 単位/回	220 円/回	440 円/回
医学情報提供（Ⅱ）	290 単位/回	290 円/回	580 円/回
理学療法（Ⅱ）	73 単位/回	73 円/回	146 円/回
理学療法（Ⅱ）入院4ヶ月超の11回目以降	51 単位/回	51 円/回	102 円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6 単位/日	6 円/日	12 円/日
退院時指導加算	400 単位/回	400 円/回	800 円/回
退院時情報提供加算	500 単位/回	500 円/回	1000 円/回

居住費・食費

居住費（光熱水費相当）及び食費（食材料費と調理に係る費用）の負担額は次の通りです。一定の要件に該当される方に対し負担限度額が適用されます。この減額を受けるには保険者に申請し認定を受ける必要があります。

保 険 料 段 階	1日あたりの負担限度額	
	居住費（多床室）	食 費
第1段階の方 市町村民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給されている方など	0円	300円
第2段階の方 市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	370円	390円
第3段階の方 市町村民税世帯非課税で第2段階に該当されない方など	370円	650円
第4段階の方 世帯に市町村民税課税者がおられる方	370円	1,700円

その他

特別食、日常生活でかかる費用については、事前に同意を得た上で別途料金をいただきます。衣類の洗濯業務の委託が可能です。必要な方はご相談下さい。（別途費用がかかります）理美容の申込ができます。必要な方はご相談下さい。（別途費用がかかります）

入院料の支払い

入院料その他諸経費は、月末毎に締め切り請求いたします。

請求書は翌月の10日以降、1階の会計窓口でお渡しいたします。

なお、退院請求書は退院時に発行いたします。会計窓口でお支払い後に退院して下さい。

支払場所：1階会計窓口

時 間：午前8時～午後6時30分（日祝・盆休・年末年始を除く）

方 法：現金または銀行振込（ご希望の場合はお申し出ください）

期 限：請求書配布月の末日までにお支払いください。

苦情・相談・要望の窓口

当院のサービスに関する苦情・相談・要望等は総師長 前田までお申し出下さい。

また、お住まいの市町村・保険者、国保連合会でも相談を受付けています。

新川地域介護保険組合 0765-57-3303

富山県国民健康保険団体連合会 076-431-9816

事故発生時の対応

介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族または身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、指定介護療養型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

退院手続**利用者の都合で退院される場合**

退院を希望する日の7日前までお申し出下さい。

自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、自立または要支援と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

その他

- ・利用者がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または、利用者やご家族などが当院や当院の従業員に対して、入院を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退院していただく場合がございます。
- ・医師が療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合
- ・病状の急変等により、一般病棟や他病院での治療管理・療養が必要な場合は、一旦サービスを終了させていただき場合がございます。この場合、再度サービスを希望される場合は、お申し出下さい。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、退院していただく場合がございます。この場合は退院30日前までに文書で通知いたします。

退院の際は、利用者や家族の希望、退院後の環境等を考慮し、居宅介護支援事業者への情報提供や他のサービス事業者との連携等、必要な援助を行います。

その他

- ① テレビ・カード式となっております。2階と4階にカード販売機が備えてあります。
- ② 病室での私物の電気器具や光熱器具は、看護師に申し出て許可を得てから使用して下さい。
- ③ 余分な現金や貴重品は所持されないようにお願いします。万一、紛失されても責任を負いかねますのでご注意ください。
- ④ みだりに他の病室やナースセンターに出入りする事をご遠慮願います。
- ⑤ 病院の備品はみなさんの物ですから、大切にお取り扱い下さい。
- ⑥ 職員に対する謝礼は堅くお断りいたします。
- ⑦ 当院は全館禁煙となっております。
- ⑧ 非常時は職員の指示に従って下さい。
- ⑨ 病棟への生花・鉢植え植物等の持ち込みはご遠慮ください。

医療法人社団仁敬会

坂本記念病院

〒939-0626

富山県下新川郡入善町入膳 3345 の2

Tel (0765)72-5555

Fax (0765)74-2012